

大阪府道路交通規則一部改正!

平成20年12月1日施行

今まで、
危険と思われてきた行為が禁止と
なりました! (5万円以下の罰金)

次のような行為は、注意力が散漫になり、交通事故につながるなど危険なので絶対にやめましょう。

携帯電話でメールしながら自転車等を運転する行為等の 禁止!



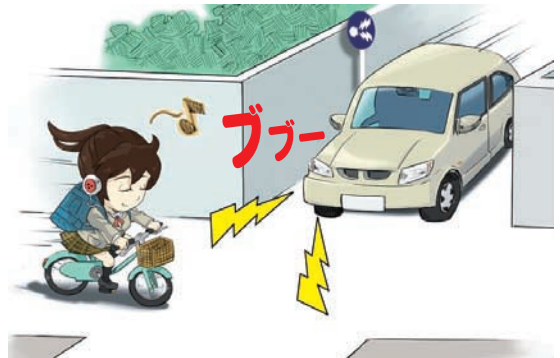
携帯電話、携帯型音楽プレーヤー、携帯ゲーム機等を
手で持つての通話や注視しながら**自転車**を運転する
ことが禁止

大阪では、**自転車同士**や**自転車と歩行者**の交通事故が10年前
の**約7倍**と激増!

大音量で音楽等を聴きながら自転車等を運転する行為の 禁止!

ヘッドホンステレオ、カーオーディオ等を使用し
て大音量で音楽等を聴きながら**車**や**自転車**な
ど車両を運転することが禁止

※大音量～警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な
交通に関する音又は声を聞くことができないような音量



▲音楽にばかり気をとられていると、他の車両などの
発見が遅れ、**交通事故**を起こしてしまうかもし
れません。

◀もしあなたや家族が、緊急自動車を必要としている時、
こんな自動車が走っていたらどう思いますか?

自転車安全利用 五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用